



神奈川労働局発表  
令和2年8月5日(水)

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 賃金室  
室長 大屋 季之  
専門監督官 古屋 強  
(電話) 045(211)7354

報道関係者 各位

神奈川県最低賃金額 1 円の引上げへ  
ー本日、神奈川地方最低賃金審議会が答申ー

神奈川地方最低賃金審議会(会長 盛 誠吾)は、神奈川労働局長(園田 宝)から神奈川県最低賃金の改正について、本年7月3日(金)に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申(別添参照)を行った。

- 時間額 1,012円 (現行 1,011円)
- 引上額 1円
- 引上率 0.1%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和2年10月1日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金額	930	956	983	1011	1012
対前年度上昇率	2.76	2.80	2.82	2.85	0.1
対前年度上昇額	25	26	27	28	1